

## <日越外交関係樹立 50 周年に寄せて>

2023 年 11 月 13 日  
One Asia Lawyers ベトナム事務所

### 概要

早いもので、今年も残すところ約 1 か月半となりましたが、2023 年は、日本とベトナムにとっては、外交関係樹立 50 周年にあたる記念すべき年でした。

9 月には、秋篠宮ご夫妻のベトナムご訪問もありましたが、今年は、一年を通して記念イベントが両国各地で多数開催されましたので、何らかのイベントにご参加いただいた方も多いのではないのでしょうか。

その一環として、11 月 3 日にハノイで、「日越外交関係樹立 50 周年記念シンポジウム『日越関係：過去・現在・未来』」が開かれ、日越の学術関係者が集い、研究結果の報告がなされました。

### 1. 記念シンポジウム「日越関係：過去・現在・未来」

本記念シンポジウムは、ハノイ国家大学所属日越大学、同社会人文科学大学、日越外交関係樹立 50 周年実行委員会、日本ベトナム研究者会議の主催により、ハノイ国家大学グイ・ニュー・コントゥム記念講堂(Nguy Nhu Kon Tum Hall)にて開かれました。

会場には、学術関係者、ベトナムの大学生、日本人留学生、現地在住の邦人、また日本各地から、様々な年代、幅広い社会的ステータスの人々が 100 名程度集まり、オンラインでも約 200 名ほどの申し込みがあったようです。

当日は、日越大学の古田元夫氏、桃木至郎氏による基調報告「日本のベトナム研究」に始まり、昼休みをはさんで夕方 17 時頃まで行われ、日本の研究者の中にはベトナム語で、ベトナムの研究者のなかには日本語で発表される方もおられるなど、研究内容ばかりでなく、発表形式においても日越交流の色濃いシンポジウムとなりました。会場を訪れた在住邦人や留学生には、仕事の合間を縫って参加された方、流ちょうなベトナム語で質問される方、登壇された研究者の方でも回答に窮するようなご質問をする留学生もいらっしゃいました。

筆者としては、東京大学の菊池百里子氏が発表した「ベトナムにおける日本銭の流通」において、ベトナムでしか見つかっていないという「長崎貿易銭を模倣した銭貨」の存在や、ハノイ社会・人文科学大学の Do Thi Thuy Lan 氏の「ベトナムで発見された日本の金属貨幣の概観」において、日本の銭貨が、ハイフォン、Thanh Hoa、Binh Dinh、Phu Yen、Con Dao 島、Lang Son など、ベトナム各地で広く見つかっていることについて、大変興味深く拝聴しました。



(シンポジウムの様子：筆者撮影)

### 2. 法律関連の日越交流

さて、今回のシンポジウムでのテーマには含まれていませんでしたが、日本はベトナムに対して、法律面でも支援を行っています。

1994年の法務省によるベトナムに対する法整備支援に始まり、1996年からは国際協力機構(JICA)による政府開発援助(ODA)として、法務省、最高裁判所および日本弁護士連合会の協力の下、民法や民事訴訟法の立法支援のほか、裁判官や弁護士などの司法人材教育を含めたベトナムへの法整備支援が継続的に実施されています。

そのなかに、JICAによる法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として「ベトナム六法」という取り組みがあり、ベトナムの基本的な法律について和訳がなされています。憲法、民法、刑法をはじめ、商法、投資法、企業法、労働法など、当地でのビジネスに関連する基本的な法律はおおよそ和訳されていますので、是非ご参考ください。

#### 【JICA ベトナム六法】

<https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/index.html>

### 3. アーカイブサイトと「アニオー姫」

今回のシンポジウムは、平日、かつ終日の開催であったため、興味はあったけれども参加できなかった、という方も多かったと推測されると思いますが、本シンポジウムの内容、また日越外交関係樹立50周年を記念して今年開催された各イベントは、「アーカイブサイト」に収録され、閲覧可能になる予定ということですので、今後のサイトの公開をお待ちください。

記念イベントとしては、9月22～24日にかけてハノイで世界初公演された、新作オペラ「アニオー姫」も特筆に値します。筆者は、一般公開された23日と24日の2公演を鑑賞しましたが、両日ともに観客席はほぼ満員、終演後も拍手がなかなか鳴りやまないなど、とても素晴らしい公演でした。



(「アニオー姫」の会場となったハノイオペラハウス：筆者撮影)

◆ One Asia Lawyers Group ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Groupは、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者紹介 >



山本 史

One Asia Lawyers ベトナムオフィス 専門家

投資コンサルティング会社を経て、One Asia Lawyers ベトナムオフィスに参画。ベトナム国内で15年以上の実務経験を有する。ネイティブレベルのベトナム語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法令調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

[fubito.yamamoto@oneasia.legal](mailto:fubito.yamamoto@oneasia.legal)